慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	商家家訓の一例（社会経済史資料紹介）
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1942
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.36, No.4 (1942. 4) ,p.340(70)- 354(84)
JaLC DOI	10.14991/001.19420401-0070
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19420401-0070

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

商家家訓の一例

（社會經濟史資料紹介）

野村兼太郎

産根高等商業の宮本又次教授の近著、「近世商人意識の研究」はその副題を「家訓及店則と日本商人道」と題し、主として江戸時代の商家の家訓及び店則を分析批判して、當時の商人意識を明白にせんとしたものである。教授が先に公刊された「近世商業組織の研究」並びに續いて發表されんとする「近世商業經營の研究」と共に、日本商業史の研究の三部作を構成するものである。私は未だ研究開拓の餘地頗る多いこの方面に著々實績を擧げられてゐる教授の絶へざる努力に深く敬意を表すると共に、その功就るの日の一日も早からんことを期待する。

本書において教授は第一部において一般的に商人意識を概說する。商人並びに商人意識を規定したる後、一方商人意識の內包的分析をなすと共に、他方商人意識を武士意識・百姓意識・職人意識と比較し、その外延的限定を與へる。かくしてその具體的表現形式を株仲間の規定並びに家訓店則に求められる。株仲間については、すでに教授に「株仲間の研究」なる好著がある。家訓店則の待殊研究を今本書の第二部として發表されたのである。

家訓店則に現はれた商人意識が大體において極めて消極的であり、「微溫的・常識的な思想の表明にすぎず、積極的と云つても封建的體制を限度とし、身分社會・職分社會を前提とし、この社會意識の拘束下から一歩も出てゐない」（七二頁）とする教授の論斷には全然同感である。又その商人意識の消極面として、奉公・體面・分限の三意識を摘出し、又積極面として、始末・算用・才覺の三つを擧げられたことも、極めて妥當であり、その明確な推理分析に敬服せざるを得ない。かつ文章も亦流麗、興味深く讀過し得るから、大方の一讀をお奬めする。

ただ私は當時の商人意識が何故にかく消極的であつたか。又果たしてすべての商人がかく消極的であつたかどうかに、まだ研究の餘地があるやうに思ふ。勿論當時の代表的な商人についてみれば、先づ一般に消極的であつたとみなければならない。殊にもしその資料を家訓並びに店則の如きものに採れば、當然現狀維持の消極的面のみが強調されざるを得ない、といふのは元來家訓店則の類は、多く祖先又は自己が粒々苦心して作りあげた家業を維持していくこと、又不肖なる子孫に依つて沒落の運命に陷ることなからしめんがために定められたものだからである。

教授は寂（さび）、侘（わび）、數寄といふ心のもち方を解釋され、そこに知足安分思想の發露を求められる。そして「足らざるを足れりとして工夫し、滿足し、その中に生きる所に數寄がある、引き寄せて結べば人間生活の場所としての柴の庵となつても、解けば直ちにもとの野原となつて跡方もない。人間生存の最小限度の欲望充足を願ふだけである。侘・數寄乃至寂の意識が町人・商人層に於て相應に根强く且つ廣く浸潤し、茶道・俳諧として具體的な表現をとつたことは、利を目的とし、始末・才覺・算用を念とする商人なるが故に、又體面・奉公・分限を知る江戸時代の商人なりしが故に、アイロニーに似て、決して矛盾でない調和を認めないわけには行かない。風雅・風流に生きることと自體が、商人道に最もかなつた生き方・あり方であつたのである」（一〇二―一三頁）といふ。しかし多くの家訓などに現はれたところでは、茶道・俳諧等を弄ぶべからずとし、風雅・風流を禁じてゐるのではなからうか。勿論「物の效用を十二

分に發揮せしめて使用し、工夫し、費消する」傾向は物資の生産の不十分であつた當時においては、經濟倫理として高く評價されてゐたことも事實であり、又物財に執着することが頗る少なく、淡白であり、與へられたものを以つて滿足せんとする生活態度が日本人にはかなり一般的であることも認められる。從つてさうした精神的影響が家訓や店則に現はれて來ることも認められる。しかしそれだけを以つて家訓や店則に現はれた商人意識の消極性を十分に說明し得たとは考へられない。

私はかうした家訓や店則が「家」又は「家業」の繼續維持に重點を置いたものとみたい。宮本敎授もその分限意識を分析し、「第一に知足安分・少欲知足の觀念で、第二に仕來り尊重、新儀停止の保守的傳統的精神となつて現はれ、第三に家業尊重の意識となつて示現した」（七七頁）といはれ、さらに家業尊重を說明して、「家業第一主義はそれが單なる一己の利益追求の行爲でなく、家なる全體に結ばつてゐたことを思ふべく、家業に連なつたものであらう」（八二頁）と說明されてゐる。私はむしろこれらの家訓店則の全體の構想がこの一點につながるものと解するのである。當時の人にとつて家はそれに附隨する物的收入と聯關して考へられてゐる。武士の家に祿があるが如く、百姓の家に高があり、商人の家にも家職がある。それを間違ひなく繼續せしめたいといふ意欲が奉公・體面・分限の意識を強調せしめたのである。從つて時にその奉公意識や體面意識は本來のものから餘程歪められることにもなる。だがこの「家」「家業」の觀念が、わが經濟思想に重要な特質を與へてゐると考へられるが、今はそれらの點をこゝに說明する餘裕がない。

ただ如何に家業第一主義であつたかといふことを示す一例として、平井家の「家法誡定式」を紹介しよう。同家は京都・大坂に店を有してゐた大商人らしいが、詳細なことは不明であり、大方の敎示を得たいと思ふ。全部で五拾箇條から成り、懇ゝと家業の大切なること、又奢侈・遊藝・學問の不要を說き、儉約・質素を力說してゐる。平井家にはこの外に家法定式、吉凶定式各五冊宛規定されてゐたものらしく、恐らくより詳細なものであつたらう。從つてこゝには宮本敎授の所謂外部に對する奉公意識――公儀第一主義、仲間第一主義は全く現はれてゐないが、それらの詳細なものゝうちにはあるひは規定されてゐたかも知れない。こゝでは全く一族一統――本家・連家・別家――中心である。連家は恐らく本家から出た一族の者であり、別家は一般と同じく番頭・手代の獨立せる者であらう。

本書は學者に書かせたものでなく、從つて誤字、宛字が頗る多く判讀に苦しむところもある。側らに附したカナは原本に存するものをそのまゝに附した。又誤字等も多くそのまゝにして側らにマヽと註記した。本書は原本そのものではなく、何人かが書き寫して置いたものである。

『家法誡定式之事』

一元祖圓清被仰置候家訓廿三ヶ條之趣、平日無失念、嚴重ニ相持、不心得毛頭仕間鋪事、
　幷ニ一原圖席文之趣、常々能々會得致し、其元ヲ不忘却、奢ヶ間鋪類急度相慎、元祖幼年ゟ御艱難御苦勞之段、深ク相考、
　御慈恩冥加之程恐入必忘レ申間鋪候事、

一家法定式内、立規矩之趣并ニ誡メ心得之條々、毛頭無違背、嚴重ニ相守可申候、猶又他家緣組不通證文被取置候、右證文之通
　子孫ニ到ル迄堅ク相守可申候、且末々ニ到リ恩愛ヲ申立、我儘法外等曾而仕間鋪候事、
　附り店々會所又者豪所等ニ在之候懸ケ板表ケ條之趣、平生無失念叮嚀ニ爲相守、等閑猥ニ仕間鋪候事、

一博奕諸勝負者不申及、賭賞等之類堅ク誡之事ニ候得は、縱聊之爲事共決而仕間敷候事、
　幷ニ座株會所、惣而山事ニ組合加り候義ハ不及申、頼母子之類加入堅仕間敷候事、

一米・小判・錢・藥種・蠟・油其外何に不寄、惣而不實商内之類ハ別而堅誡メ第一之事ニ候へ者、別而恐愼、縱令聊之事たりとも堅仕

間鋪候事、

井ニ商賣物之外諸色何ニ不寄、相庭高下思入買置物之類一切仕間敷候事、

一御大名樣方ハ勿論、御堂上・武家方御取替・調達銀・仕送者不及申、加入等、縱令如何程丈夫儘成事たり共、出銀聊ニ而茂堅仕間敷候事、

井ニ御出入又者御用或ハ御公役等堅ク相勤申間鋪候、都而武家方屋鋪附合一切仕間鋪候事、

一御公邊筋井ニ店〻火之用心之儀ハ、到而大切身上ニも拘り申、一大事ニ候得者、午日深ク恐入、過無之樣至極大切肝要專一ニ、毎度吳〻可申聞候事、

井ニ諸式直段ニ拘リ、出所危敷物堅賣買仕間敷候、且又店〻奉公人請狀念入取置、其外諸事不念不調法不慮之故障出來不申樣、常〻手堅ク可申聞候事、

一人請ハ不申及、金銀請負連名或ハ加判等之類堅誡之事ニ候へハ、縱令親子兄弟其外親類緣者如何程無據方たり共、都而請負印形之類堅仕間敷候事、

井ニ口請合・肝煎・言次等之類右同斷之事、

一先規ヶ仕來り商賣之外何ニ不寄親規商賣企堅仕間鋪候事、

井ニ他所他國へ出店容易ニ企申間鋪候事、

一前〻ヶ先例無之新規之義、何事ニ不寄猥ニ拵へ申間敷候、且又諸事年數際限無之事、何ニ不寄堅仕間敷候、尤其品ニ寄三ヶ年ヲ限リ可申事、

井ニ吉凶之時節定式之通無相違、諸事手輕ク古常專一ニ取斗ひ、費ヶ間敷類堅仕間敷候事、

一本家連家妻子身分仕附方、井ニ緣組之儀一統相談之上、內輪血緣似合敷者緣組爲致可申候、自然相應成者無之節ハ、他家商人・百姓筋目宜敷方ヶ不通ニ而兩家之內江致養女ニ、其上嫁附、兎角双方薄緣ニ不相成樣可致候、尤も養女之節家法式之通不通證文嚴重ニ取置可申候、其外諸事家法定式之趣急度相守、毛頭違背我儘勝手筋堅申間鋪候事、

井ニ帶刀人・長袖之方緣組取遣り、家法停止之儀候間、此旨堅相心得可申候、且又別家中妻子身分仕附方、且又家法定式之通堅相守可申事、

一兩本家・連家ハ勿論、於店〻ニ金銀內證借リ之類堅誡之事ニ候得者、聊ニても堅仕間敷候事、

井ニ當座借リ、又ハ兩替取引通人込銀等右同斷之事、

附リ自分金銀借貸取引等一切仕間鋪候哉、

一元〻於勘定方ニ外樣預リ銀、無據世話仕候得共、主人代印形ハ不申及、縱令主人方たり共、一判以預リ銀一切仕間敷候、兩本家連判、又ハ元〻名代衆中加判致し、何方ニても預リ銀一判以堅仕間敷候事、

井ニ元〻勘定方金銀取替、他ハ不申及別家中內輪たり共、一判以取引銀一切仕間敷候事、

一兩本家井ニ連家住宅ハ勿論、掛ケ家敷之分家貸出人等之類ハ不申及、銘〻名前之家屋敷縱令實子悴たり共、相談ニ不及、一存我儘ニ相譲り候義堅ク仕間鋪候事、

井ニ銘〻名前預リ死後譲リ等證文、家法定式之通別家中江差出し置可申候、尤死後譲リ當テ名之人ハ相談之上指圖方へ相譲り置可申候事、

一兩本家井ニ店通勤之連家、私宅又ハ出店等致、自分商賣何ニ不寄一切致シ申間鋪候事、

井ニ店通勤之別家、右同斷、尤相談用捨上世悴等ニ爲致候類ハ格別、但し出勤又者店差障リニ相成し商賣體一切爲致申間鋪候事、

一自分商賣之連家井ニ別家之內、自分商賣調達銀無據元〻方ヶ取引致遣候ハ、銀高員數并ニ年限・歩合等、家法定式內定之通口喰

受銀高餘分縱令暫之當座取替たり共、一切致し申間鋪候、且又他國別家自分商賣調達銀取引一切無用之事、

并ニ本家・連家銘々親類・緣者等江金銀取替調達元〆方ゟ堅仕間敷候、若無據義ニ候ハヽ、自分賄銀之内以調達致、其外合力都而無心ヶ間敷類、元〆方へ少し茂掛ヶ申間鋪候事、

一元〆方有金銀之分、家法定式之通、主人方之物ニあらず、元祖之遺銀、則京・大坂店々商賣相續基手銀也、然ル上ハ元〆方金銀主人共我儘自油ニ少し茂爲致申間敷候、依之元〆勘定之儀ハ店々并ニ本家・連家其外親族内輪一統渡世相續根締源本元之括りニ候得ハ、年兩度勘定至極明白ニ仕、元〆方ニおゐて金銀物入、又ハ損失・内損・失墜・歩惑等之るひ一切無之樣、平日勘定向キニおいてハ萬事すゝどく木強緩ニ不仕、勘定都合能致必々不勘定堅仕間鋪候事、

并ニ元〆方元祖遺銀江不納又ハ損失懸ヶ候者、別家ハ勿論縱令連家其外親類之者たり共、其品ニ寄重ク取斗ひ可申聞候事、

一兩本家始メ隱居并ニ店出勤之連家、銘々自分賄方夫々分限家法定式之通賄料以不仕覺無之樣平日無油斷、家内分限質素儉約取締り等堅固ニ相守、賄銀定メ之外少シ茂借り越、借銀等堅仕間鋪候、若萬一無據臨時物入等在之、自然借り越出來候方有之候ハヽ、不捨置其品相糺、其人身寄近ヶ本家又ハ隱居・連家・親類方賄銀之内ゟ取替爲相辨、元〆方ニおゐて借銀又ハ拜借等之類其外内損・失墜賄ニ而も堅仕間敷候事、

并ニ店通勤別家中右同斷、借り越借銀等堅爲致申間敷候事、

一本家并ニ連家住宅破損ニ及、無據普請仕候ハヽ、勘定方衆中立合相談之上、右普請入用銀高相積り、員數相定、家作手輕ク爲致、元方門普請物數寄好等一切不爲致、右員數銀高之外少シも余分元〆勘定方賄ひニ堅仕間鋪候事、

并ニ常々輕キ修復破損勝手普請等之類、入用銀之分不殘銘々自分ゟ相賄、元〆方入用銀ニ一切致申間敷候事、

但し自分商賣、連家之分家作諸普請等元〆方一切構申間鋪候事、

一京大坂本家并ニ連家住宅之分、町役諸入用諸屆ヶ等之類不殘自分ゟ相賄、元〆勘定方入用ニ一切仕間敷候事、

但シ掛屋敷之分ハ町役諸入用、破損普請入用等家賃銀以差引相辨ヘ相定、明白ニ相立可申事、

一本家方下屋鋪ハ勿論隱居住宅家屋鋪何方ニても新規ニ相求申間鋪、借宅ニ而隱居可仕候、且又本宅又ハ隱居ニて茂茶室・園其外物數ニ寄好上成ル座敷庭等一切拵へ申間鋪候事、

并ニ連家之分自分所持之貯銀（タクワエ）飯料聢と用意手當無之方、別宅隱居堅仕間敷候事、

一本家方始メ連家・別家中一統銘々分限ヲ能辨、平日諸事儉約堅相守、費不益之類ハ不申及、諸事不取締不仕覺無之樣無油斷、家内しつ廻質素專要ニ取賄可申候事、

并ニ京大坂店々儉約堅爲相守、諸入用其品々逐一相改、失邦（キヤク）雜用諸懸りもの多ク掛り不申樣無油斷吟味致、一切增長爲致申間敷候、且又店諸普請一存容易ニ堅仕間敷候事、

一京大坂店々勘定向、平日無油斷手堅ク申聞、不勘定堅爲致申間敷候、且又年兩度店卸勘定諸譯ヶ委細念入相改、不分明紛敷義無之樣明白ニ相糺可申事、

并ニ元〆方始メ京大坂店々諸入用其品筋合相改、自分私用之類ハ不申及、其譯合相糺シ、掛り違之入用銀縱聊之品ニ而も店入用ニ堅仕間鋪候、物而勘向之義ハ緩ケせ無之樣至極木強ニ爲致、筋違不分明之入用銀一切掛ヶさせ申間敷候事、

一主人方店へ日々出勤致、諸仕法之趣ハ勿論、商賣體其外取締り之筋又ハ諸帳合并ニ金銀出入等明白ニ相改、諸事聞請用談滯不申樣出勤懈怠一切仕間敷候事、

并ニ二季寄會ハ不申及、平日毎度内寄會相勤、諸事利方宜ク、用談怠リ申間敷候事、

一店通勤連家始メ別家衆中、店江日々出勤刻限泊り番、又ハ隱宿不參等之譯ヶ人別ニ委敷相糺、勤方自墮落我儘猥ニ堅爲致申間敷候、若勤方怠り遊參ヲ好、不情疎（ウロン）成ル者ハ不捨置、相談之上出勤退役爲致可申候事、

并ニ私欲虛亡ヶ間敷類ハ不申及、内分潔白不正筋自然有之候ハヽ、無宿免早速ニ退せ、其品ニ寄重ク取斗ひ可申聞候事、

一本家・連家男子之分拾三歳ゟ店へ出し、家業之道能仕覓させ、三十歳内外ゟ前代仕來之通商賣體鍛錬、執行之爲身心之懲し、旅他國所々返參爲致、必遊樂一切爲致申間鋪候、若年之頃ゟ幸抱ヲ懲、執行無之、若遊樂癖附キ候而ハ、おのつから家妻之勤ヲ嫌ひ、終ニハ野良者と相成、親族ニ被疎、行末本人甚不爲難義と成、邦而其身之仇、後悔可有之間、必宥免用捨仕間敷候事、

并ニ店通勤別家中世悴右同斷之事、

一店用ハ勿論本家方内談蜜事等諸向有之候節、連家之分并ニ別家衆中打寄熟談致、除々麁略無之樣大切ニ相談可被致候、若又銘々存寄り頻半又ハ差隙り遠慮等有之、離決事ニ候ハヽ、入札書人させ、多分方ニ決談治定可被致候事、

但シ家法内定諸仕方之趣兼而存シ不被申、一家縁者之衆中右内談之席へ容易ニ相交せ申間敷、勿論婦人ヲ以表用相談達配等堅爲致申間敷候、兎角婦人ハ諸事親夫ニ隨ひ差圖ヲ請、諸親類互ニ無疎意深切ニ相交り、家内ヲ堅固ニ取納、平日世躰方無油斷氣ヲ附、聊費奢ヶ間敷義無之樣質素古常ニ致、儉約堅相守、無用之入ハ不申及不實不行義成人一切爲立人申間敷事、

一兩本家ハ勿論、連家其外別家中一統相互ニ不實不致、不義理疎遠等無之樣、兼而深相慎、平和睦間鋪齊解至極入魂深切肝要專一ニ相心得、必不和不中等之義決而有之間敷候事、

并ニ兩本家ハ一躰之事ニ候へハ、若万一不和不中等之義自然出來候ハヽ、先祖親々之本意ニ不叶、且家騒亂之基甚タ大切成事ニて相互ニ深恐慎、子孫代々親厚ク、努々疎遠麁略堅仕間鋪候事、

一京大坂店々手代・子供・下男ニ至ル迄、仁愛以憐愍深ク、忠孝ヲ勵シ、其身ヲ納候樣厚ク世話致、隨分見育、家族增榮仕候樣深切ニ相心得可申事、

并ニ別家中諸事慈意ニ世話致、殊更名跡相續等之義ハ別而厚世話至、數代名跡相續無恙樣大切ニ取斗ひ可申候、且又店々通勤別家ハ勿論手代中ニ至迄、兩本家又ハ連家へ私用ニて呼寄召遣申義仕間敷候、尤兩本家名跡人氣等之節、或ハ無據用々ニ候ハヽ、相談之上呼寄召遣ヶ申儀ハ格別之事、

一短命ハ先祖へ對し不孝跡之事ニ候得ハ、平生身之養生至極大切ニ相心得、飲喰程能嚙事等別而相慎、不養生堅仕間敷候事、

并ニ銘々分限ヲ能辨、分外不相應之大望或ハ名聞世間ヲ謗、不益之心勞仕間敷候事、

一町内者勿論外樣并ニ立入商人方職方衆中へおふへい慮外不禮無之樣、平生急度相慎、世間之仁口重ク恐、身分謙リ、風俗等ニ氣ヲ附、柔和古當專一ニ相心得可申事、

但シ人ニ品々あり、善惡邪正其氣質ヲ能見知リ、心入不宜人必念頃ニ仕間敷候、殊ニ中年以下未熟之者ハ別而友ヲ撰、惡友ニ堅交リ申間敷候事、

一他家外樣之衆中ニ多ク附合、遊參見物參會等其外晉進取遣リ世間廣ク仕弘、無益之費入費等之類一切仕間敷候事、

并ニ世間名高キ歴々成ル町人衆家宅・諸道具・衣服等其外高上成ル噂一切爲致申間敷候、自然と心移リ安ク奢之端と相成候間、曾而聞入申間敷候事、

一遊女・藝子・舞子之類ハ不申及、其外自身之妻ニまかせ女房呼入候義ハ堅ク誠之事ニ候得ハ、本家・連家者不申及、別家中一統堅仕間敷候事、

并ニ妾宅内證我儘ニ拵候義堅仕間鋪候、尤本妻始メ一家衆中相談得心之上、無據召抱させ候儀ハ格別之事、

但シ遊女・藝子・舞子之類ハ勿論、本人又ハ親兄弟人柄氣質不宜者猥ニ召抱させ申間敷候、且又主人氣ニ入候共、一家中別家中相談之上暇可遣之段申聞候ハヽ、無違背早速不通之暇速ニ遣シ可申事、

一本家方主人年齡五十歳以下、平常綿服可爲候、縱他參之節たり共、衣服ハ勿論脇指・提物等隨分古當之品々致著用、過美華手成ル風躰堅仕間鋪候事、

并ニ妻子之分右同斷、殊ニ婦人之衣服過美結髷成小袖帶皮等一切著用爲致申間鋪候事、

附リ乘物ハ不申及、板屋根加籠往來、又ハ供廻リ大勢召連させ申間敷事、

商家家訓の一例

一主人ハ勿論妻子家内平日禁酒可爲候事、
　幷ニ平日珍物其外美喰相好申間鋪候、式日又ハ祝日縱客來有之候共、一汁三菜限リ可申候事、
　附リ私宅ヘ無益之客來、酒宴、遊興堅仕間敷候、元來酒ハ無斗とて家法誡之分、且又不養生第一之事ニ候得ハ、兎角程能相愼、別而他出之節抔ハ取分氣ヲ附可申事、
一茶器錆（サビ）道具之類ハ不申及、惣而價高直成道具諸式堅相求メ申間敷候事、
　幷ニ道具類數寄好致、道具屋衆ニ繁ク交リ無用之事ニて候、進メニ隨ひ好ニまかせ自然と奢之發氣と成、然而爲不宜候、能〻心得可有之候事、
　附リ香具屋立入堅爲致申間敷候、且又櫛からひが其外價高直成品一切爲相調申間敷候、都而婦人衣類ハ勿論髮銛リ等至而古當事（マヽ）ニ爲至可申事、
一芝居役者・太鼓持・淨瑠璃語リ・相撲其外藝者之類家内ヘ立入、堅爲致申間敷候、且又右躰之者外ニ而も交リ附合一切仕間鋪候事、
　幷ニ亂舞方役者衆、或ハ茶師・繪師其外都而遊藝職分之衆中右同斷之事、
一武藝何ニ不寄稽古堅仕間鋪候事、
　幷ニ町人帶刀ハ勿論長脇指御法度之事ニ而堅著用仕間鋪候事、
一尺八・琴三味線・鼓弓之類堅稽古仕間敷候事、
　但シ男女共十五才迄之内少シ之嗜ハ格別之事、
一淨瑠璃・小哥・身振物まね・踊等之類堅稽古仕間敷候事、
　幷ニ座頭・瞽女其外藝者之方ヘ一切立入申間敷候事、
一**舞樂・能・囃子・狂言・亂舞之類一切稽古仕間敷候事、**

　幷ニ茶之湯・連歌・誹諧・鞠・香右同斷之事、
一遊藝稽古者勿論、惣而他業ヲ一切學ひ申間敷候、町家商人分際之事ニ候得ハ、文盲（モンモウ）無藝不器用少シも恥ニあらず、世間見來リ候所、器用淺明諸藝に達シ、文才も有之、書籍等ニも通達致シ、世間賢ク、知而人ニそやされ、利口ヲ振舞、無益成ル事ニ際ヲ習不帰（クヤス）波世之筋ヲ輕〻敷、心安ク思ひ、我本業家職に疎（ウト）ク身躰傾（マヽ）ケ（ヲトリヲ）裏候衆中儘有之事にて、是等之類且ハ其身之仇ト成リ、眞（マコト）之恥可爲事、只銘〻家業之道下向（ヒタスラ）ニ深ク思ひ込、身心之懲出精人ニ越江商賣躰渡世之事ニ賢（カシコク）、身元增榮手厚ク成シ、益〻家繁昌ニおいて、ハ當代之主人幷ニ支配方之面〻規模手柄譽共相成、本意之事ニて、必他事ニ心不移、ひたすら家業渡世之道意リ麁略堅仕間敷候事、
　幷ニ男子之分幼少ゟ右之心得常〻申聞セ、生達（マヽ）惡敷（クヤ）癖附不申樣嚴敷養育、成人之上難義後悔無之樣相心得可申事、
一神佛（マヽ）年日信心厚ク仕、朝夕參拜看經（カンキン）怠無之樣至極大切ニ相勤、聊麁略堅仕間敷候事、
　幷ニ元祖始メ先祖代〻年忌・法事・吊・供養等不絶大切ニ相勤、且又正當忌日ハ不及申ニ、每月忌日精進ハ勿論、身分堅固ニ相愼、遊參他出都而麁略ケ間敷儀等無之樣、必〻堅相心得可申事、
一殺生何ニ不寄恐愼堅仕間敷候事、
　幷ニ施生（マヽ）會施行之類　其外困窮之方救（スクイ）、合力等志次第相應ニ施舍（ホドコシ）可仕候事、
一代〻淨土宗門改宗堅仕間鋪候事、
　幷ニ大坂生玉圓通寺・京都五條延壽寺・伏見證眞寺、右三ケ所之外石塔・墓所何方ニ而も新規ニ拵ヘ申間鋪候事、
一男女ニ不限、歸依寺僧尼其人相互ニ一代ヲ限リ跡〻相續仕間敷候、且又僧尼・稱宜・山伏・其外所轄者之類ニ泥迷（ナヅミ）ひ、多分之金銀堅出し申間敷候事、
　幷ニ寺社方勸化講中等ヘ堅相加リ申間敷候事、

一儒佛神之三教身分又ハ家内納之爲、餘力之折節、心掛相學ひ可申候、併シ家業之障リニ不成樣、聞惑偏屈心得違堅仕間敷候事、
　幷ニ醫道・易者其外異學之類堅學び申間鋪候事、
一他之寺社ハ勿論、縱宿坊又ハ氏神たりと共、一宇建立堅仕間敷候事、
　但シ奉加・施入・寄進等ハ志次第可爲候、尤も此方ゟ寄進・奉加等之類他江一切進メ申間敷候事、
一寺社方祠堂又ハ親類・緣者等ヘ爲遺物家屋敷ハ不申及、過分之金銀、其外賄式、縱本人遺言たり共、堅送り遣シ申間鋪候事、
　但シ其品ニ寄銀子口メ以下之義ハ相談次第格別之事、
一無銘之町人世上時之變化、景氣ニ隨ひ、商内多少年々不同安定ならず、且又家内不時不慮成物入或ハ臨時普請等も有之物に候得ハ、平生萬事七八分ヲ限リ、内庭ニ取賄ひ、右内外違變之時節、當惑無之樣常々不時入用手當用意等專一ニ相心得、必不覺語仕間鋪候事、
　幷ニ難得金銀、難求メ家業之仕似セ是則商家之錄同前ニ候ヘハ、若金銀又ハ仕似せ等仕失ひ候而ハ誠ニ魚之水ニ離たること
　く重而取返事不能、後悔無甲斐、就中至極大切此事ニて努々麁略堅仕間敷候事、
一世間町家根負層々の家柄厚身躰ヲ傾ケ衰ひ、其家潰レ滅亡致、跡形もなく成行候方粗在之候、其子細ヲ見聞致、必餘所事と不存、我々引當後學と成し可恐可愼事ニ而、是全ク其元ヲ忘レ、物事ニ堪忍なく慾ニして我不知いつとなく奢增長致、十分重疊と成り、終ニ破滅之基イ、おさへて深ク恐愼可心得事にて、若萬々一銘々迚も平生不心得ニ而、若自然身上傾キ、身元衰滅ニ及候而わ後悔二度不隨、先祖ヘ對し大イ成ル不孝跡、子孫之難義、世間江之不面目、且又家族一統之勢ひ衰ひ、世間手狹ク家門一烈之衰微無此上も一大事、可恐ハ此事而已、是全平生心得行常々可有之事ニ候、兎角質素倹約堪忍辛抱ヲ本ト致し、萬事ニ氣ヲ附、身躰向キ至極大切ニ相心得、郷而町家身躰之盛衰ニ心ヲ附、必餘所事ニ虛々不存、我身ニ引當自身ヲ顧、深ク心當ヲ掛ケ、後者之誡ト成シ、怠リ油斷努々仕間敷候事、

但シ商家身躰潰レ見及候所品々有之、強主人放埒而已ニも不限、分限不相應ニ商内手廣ク仕懸ケ、依之世間江名聞ヲ飾リ、内外之失墜多ク、其上他借銀之利足拂又ハ失邦雜用ニまとひ、或ハ一家緣者且又手代ニ倒され、其外欲ニ迷ひ不慮之損銀、家内不取締リ等年々内損相重リ、終ニ用達金銀仕失ひ、身上難取續類、右躰之不仕覺不覺語是又餘所事ニ不存、常々心得必々油斷有之間敷候事、

右家法誡之條々、幷ニ心得之趣、本家・連家者不申及、別家中一統、他家遊美長袖成ル風義ヲ不慕、家法規矩定式之趣、嚴重ニ守リ、家業不怠身心ヲ懲し、烈敷出精致、身元增榮手厚ク成し、家跡相續數代無恙長久而已肝要之第一至極ニ相心得可申候、若自然家法定式ヲ相背キ規矩ヲ亂シ、我儘・氣隨・身持不行跡・放埒無分別成ル者出來候ハヽ、老若男女ニ不限、縱名前之主人たり共不捨置、別家衆中打寄相談之上、家屋敷之分死後讓リ之者江名前切替、當人隱居爲致可申候、萬一違背ニ及候者ハ根證文之通リ無用捨早ク見限リ、緣絶久離等速ニ爲致可申候、右躰之恢家之仇、子孫ニあらず、必不便慈愛或ハ遠慮又ハ他之聞江ヲ憚リ、等閑後延ニ致置、家ニ替候而ハ、先祖ヘ之不孝跡、子孫眷屬末々迄大勢之難義、後悔二度不歸、決而宥免用捨仕間敷候、右誡之條々心得之趣、是則元祖圓淸之遺言可爲條、謹而奉承知、急度可相守者也、

安永六丁酉正月

平井利左衞門印
同　利　兵　衞印
同　利右衞門印
同　利　助印

右之一條當人は勿論、妻子幷ニ別家中ニ至迄、平日失念心得違等無之樣、京・大坂本家方毎年正月節會之上ハ勿

論、年ニ兩三度ツヽ讀聞セ、常ニ掌ニ能覺させ、法外之筋堅相愼セ可申候、殊更男子之分幼少之時分能聞覺させ、理非善惡之辨能先祖之御高恩聞傳ヘ候樣、本家方正月節會出席懈怠爲致申間敷候事、

幷ニ家法定式五冊、ケ條之趣ハ我カ家之學文、且先祖親ヽ江生前之對面ト存、無等閑折ヽ眞讀致、其意味深相考會得仕、掌ニ自知致、先祖代ヽ之御心ニ相叶候樣、平生諸事失念間違無之樣、再應心學可仕候、尤ケ條ニ相洩候類在之候ハヽ、右之意味ニ准シ、連家・別家中無遠慮書加ヘ可被申候事、

附リ元祖之御主人法名釋惠林居士十一月十四日正當御忌日ニて、業祖爲冥加、家名講と名附ケ、每年十一月上旬分中旬迄之內、日限勝手次第、兩本家ニおゐて夜分家族之衆中會合致、右家法定式五冊之趣眞讀致、承知可仕候事、

但シ會合精進禁酒可爲候事

家法定式　五冊

吉凶定式　五冊

都合拾冊也』

安永六丁酉年正月

附記　拙稿「明治維新と商家心得書」（拙著『明治維新』所收三一七頁）に、板本「主從日用條目」の著者、善次郎事池田義信を何人であるか不明と記して置いたが、後になつてそれが一雀庵主人、溪齋英泉であることに氣がついた。同書に同人の著書「善惡名所圖會」の廣告が掲載されてゐるにも拘らず、あまりにかけ離れてゐたため氣がつかなかつたのである。

（昭和十七年三月十九日稿）

M・T・ウァメル著『古典賃銀學說の發展』

Wermel, Michael Theodore:— The Evolution of the Classical Wages Theory.

New York: Columbia University Press, 1939. Pp. xii 190 $ 2.25.—

三邊清一郎

本書は、二世紀に近い發展を辿つてリカアドオの生活賃銀說となり、更に後にラサールの所謂「賃銀鐵則」として社會運動の理論的根據となつた古典賃銀學說の生成と發展の批判史である。

著者はまづ第十七世紀初頭のイギリス重商主義文獻　殊にトマス・マンの著作にこの學說の萠芽を認める。彼は、勞働者は全く働くことを好まないから、飢餓でこれを强要する必要があるといふことが、どく初期の著作家の議論の出發點となり、根據となつてゐることを指摘してゐる。（p. 3）。それから續いて五章に亘り、特にペティ、ロック等の重商論者、獨佛の諸家、カンティロン、フォジオクラートとその後繼者達、マルサス以前の人口論者の著作を尋ねる。第六章では古典的綜合としてスミス、マルサスを取扱ひ、そして第七章では終局的綜合としてリカアドオ及びラサールを論じてゐる。

相當頁を費してラサールを論ずるこの最後の章は、本書の特徵をなすものではあるが、著者自身は彼れをあまり